

5 おわりに

「はじめに」でも記したように、この研究は政策情報の収集・利用を効率的に進めるためのマニュアルづくりと、県・市町村が保有する政策情報の共有化方策の2つを目的として実施した。それぞれについて、考え方のみならず具体的な取組方法まで示した（と言うより示そうと努力した）ところであるが、これらが今後実際に県・市町村で実行に移されることを強く期待し、最後に以下の点を強調したい。

1点目は、政策情報の収集・利用方法について、ぜひ職員研修に取り入れてほしいということである。3の(4)で紹介した北海道大学宮内泰介助教授の「[私家版]市民のための情報収集法」にも情報リテラシーの重要性が述べられていたが、およそ情報はものを考える場合の基礎であり、しかも効率的・効果的に行った方がいいに決まっている。県では(多分市町村でも)、これまで、情報収集はほとんどが個人の能力と工夫に任されてきたが、今後、真の政策組織への脱皮が求められる中で、情報収集を政策形成の基盤として位置づけ、組織全体でその能力を高める戦略をもつべきである。そして、その第一歩は職員研修である。

2点目は、政策情報の共有化についてであるが、県庁内でも市町村においても、意識の高いところから率先して取り組むことは今すぐにでも可能であろう。ただ、やるからには県庁全体あるいは全市町村で統一的に実施しないと、十分な効果は生まれない。進め方としては、まず、県庁内の関係課が知恵を出し合って庁内・外の政策情報共有化指針を作成し、その指針の基で庁内各課や市町村が統一的に情報提供(共有化)を図るのが現実的ではないか。指針づくりの組織を早急に立ち上げることが望まれる。

なお、この研究を始めるに当たっては、平成12～13年度愛知県市町村政策形成研究会報告書で提言された「政策形成支援サイト」の具体化に向けて、サイトの内容、体制、費用等も調査したいと考えてきた。しかし、研究を進める中で、現時点では、政策形成や支援サイトに対する意識・体制が十分ではないこと、既存のものをできる限り利用することが先決であること、今後行政のみならず民間がもつ政策情報へのニーズが高まるとわれその状況を見る必要があること等から、詳細な検討は見送ることとした。しかし、今後、県・市町村や民間の間での政策議論がより盛んになれば(必ずそうなると思うが)、政策情報の総合的な窓口サイトへのニーズも拡大する。その際には、これも政策形成能力の向上に欠かすことができない「政策研究機関」の設立と併せて、

ぜひ実現をめざすべきであると考える。

最後に、この研究会に学識者として参画いただいた日本福祉大学ビジネス & エンジニアリング研究センター研究開発室 小竹暢隆室長から、研究会を総括して一文をお寄せいただいたので、ご紹介して締めとしたい。

政策情報研究会を終えて

日本福祉大学 小竹暢隆

5回にわたって研究会を開催し、その成果が政策情報研究会報告書（政策情報マニュアル）として、ここにとりまとめられた。市町村からの参加者の多くは、必ずしも政策部門の所属ではないものの、政策形成のイメージをある程度共有できたと思われる。その一方で、今後の課題も見えてきている。あくまで標準的な政策づくりのためのものであって、新しい時代を睨んだ意欲的な政策づくりにはまだ距離がある。

今回の研究会はあくまで、成果が「マニュアル」であったように政策づくりの基礎として、政策パッケージを探ることであり、情報源情報に関する調査であった。関連する補助金の情報などがニーズとしてあるとの仮定である。政策形成過程を、問題意識を持つ、住民ニーズを把握する、情報を集める、アイデアを出す、制度化、事業化する、合意形成を図る、という流れは基本ではあるものの、研究開発の世界における、研究、開発、生産、市場での販売・サービス、といった図式、いわゆるリニア・モデルが既に成り立たないのと同様に、政策形成過程も変容している。マクロ的な意味でのニーズとシーズが会うだけでは事業にならないことも自明である。また政策に関する情報源情報は、ある意味で一般化された知識（形式知）であり、それだけに依拠して政策はできない。政策づくりには、ノウハウあるいは現場的知識、専門的知識（暗黙知）が重要である。暗黙知に関していえば、例えば、「住民のニーズを把握する」場合の住民とは誰なのか、また住民の声とはどういうものなのか、などについて問われなければならない。月並みであるが一般的に声の大きい人の意見よりも声なき声を聞き出すことが大切であることが多い。

また、何をやるかだけでなく、何をやらないかも必要である。昨今の大きな流れは、国から地域へ、官から民へ、の重点移動である。国から地方自治体に至る公共部門の大半が財政難に陥っていることである。このことは、公共部門が事業を丸抱えで行なうやり方が行き詰まっていることを意味している。言い換えれば、ガバメントから、民間主体としての「地域」のガバナンスへ移行していくが、行政は主体から地域の構成員へ、そして資金面でいえば一種のベンチャーキャピタルになることである。

その意味でNPO（民間非営利組織）との関係づくりも検討課題である。NPOは、特定非営利活動法人に限定する必要はない。またNPOは、連携の対象でありある意味で競争の対象でもある。NPOは、政策開発の主体、推進の主体

として公共部門にとっては有力な競争相手でもある。行政の眼が届かないきめ細かいサービス、あるいは縦割りの論理によって既存の組織では担当部局が決められない領域においてもサービスを提供できる主体であり、実験的事業を展開できる政策形成の有力なモニターともなりうる。

いずれにしても、行政組織の外にある人や組織をどう捉えるか、彼らとどう付き合っていくかが決定的に重要である。エスタブリッシュされていない人や組織が新しいエンジンとなってくる中で、公共部門のリーダーが現場的視点を有し様々な要素を峻別しうる眼を持つとともに、自ら社会起業家として参画していくことが政策づくりに求められている。